

若年層の顧客に対する 貸付方針・取組状況等に関する調査結果

令和2年10月30日

<調査概要>

- 調査対象: 消費者向け貸付けを行っている協会員467者
- 調査期間: 令和2年6月14日から令和2年6月30日

<調査回答者の標本構成>

- 調査有効回答数: 366者
 - 調査票回収率 : 78.3%
- (※回答者に係る消費者向け無担保貸付残高のカバレッジは96.3%)

1. 若年層の顧客への貸付実態
2. 貸金業者による自主的な取組
 - (1) 親権者(親)の同意取得について
 - (2) 利用限度額の設定について
 - (3) 資金使途の確認について
 - (4) 50万円以下の貸付けにおける年収証明書の取得について
 - (5) 勤務先への在籍確認について
 - (6) 若年層の顧客に対応するための体制整備について
 - (7) 借入に関するアドバイス等の実施状況
3. 貸金業者における若年層の顧客に対する効果的な取組事例
4. 日本貸金業協会の取組

2020年3月末時点の貸付状況

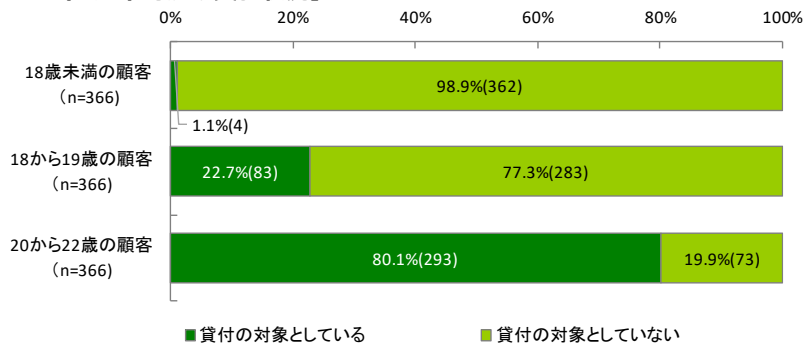
- ◆ 18歳未満の一般の顧客を貸付対象としていると回答した割合は1.1%(4者)、学生の顧客を貸付対象としていると回答した割合は0.3%(1者)
- ◆ 18～19歳の一般の顧客を貸付対象としていると回答した割合は22.7%(83者)、学生の顧客を貸付対象としていると回答した割合は12.0%(44者)

2022年4月以降の貸付方針

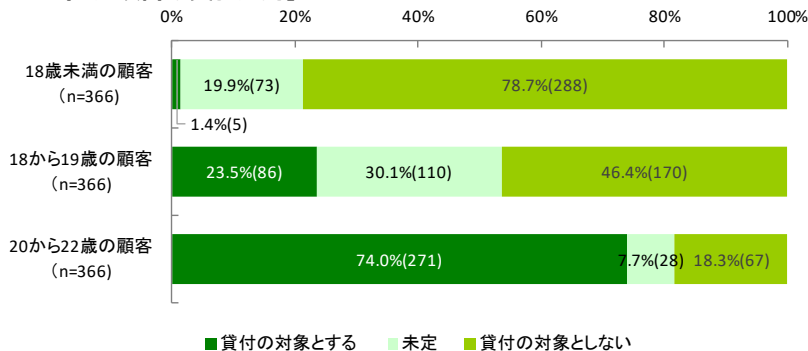
- ◆ 18歳未満の一般の顧客を貸付対象とすると回答した割合は1.4%(5者)、未定と回答した割合は19.9%(73者)となっており、学生の顧客を貸付対象とすると回答した割合は0.5%(2者)、未定と回答した割合は18.4%(67者)となっている。
- ◆ 18～19歳の一般の顧客を貸付対象とすると回答した割合は23.5%(86者)、未定と回答した割合は30.1%(110者)となっており、学生を貸付対象とすると回答した割合は11.5%(42者)、未定と回答した割合は21.8%(80者)となっている。

一般の顧客

【2020年3月末時点の貸付状況】

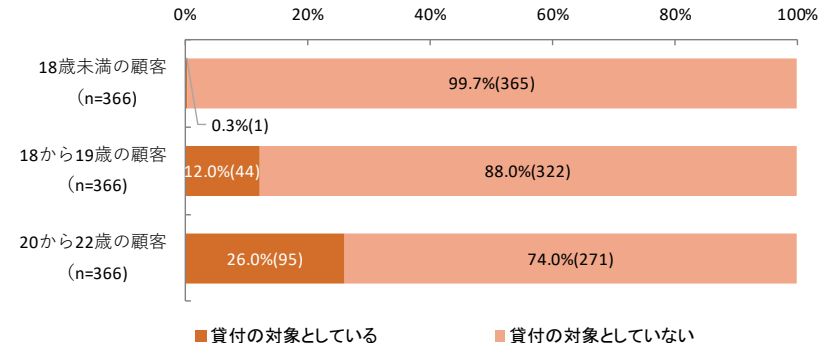


【2022年4月以降の貸付方針】

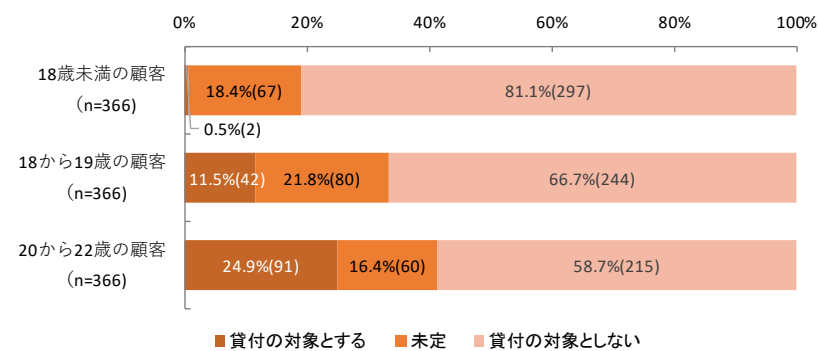


学生の顧客

【2020年3月末時点の貸付状況】



【2022年4月以降の貸付方針】



2. 貸金業者による自主的な取組

(1) 親権者（親）の同意の取得について

2020年3月末時点の親権者（親）の同意の取得状況

- ◆ 18～19歳の一般の顧客を貸付対象としている者の88.0%(73者)、学生の顧客を貸付対象としている者の95.5%(42者)において、これらの顧客への貸付けに当たり、親権者の同意を取得していると回答している。

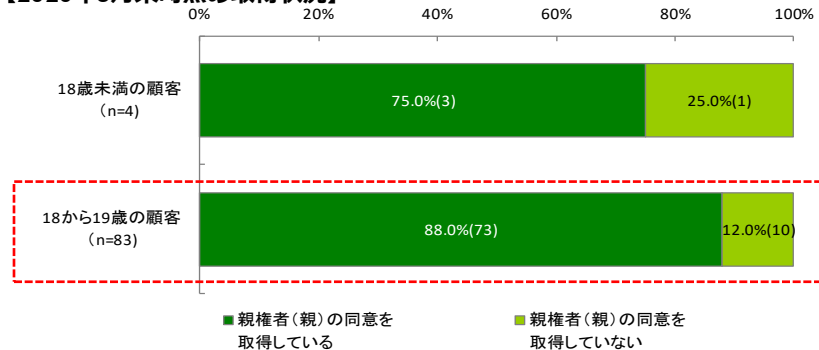
(注) 未成年者との契約に当たり親権者の同意を取得しないことは違法ではないが、未成年者側は契約を取り消すことができる。

2022年4月以降の親権者（親）の同意の取得方針

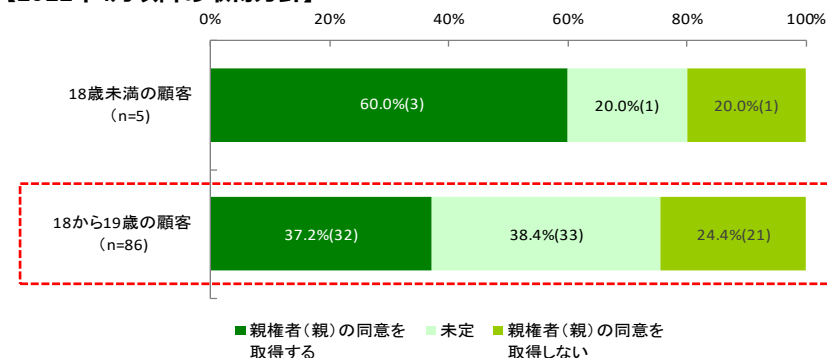
- ◆ 成年年齢の引下げ後は、18～19歳は親の同意を得ずに有効な契約を締結することが可能になるが、18～19歳の一般の顧客を貸付対象とする者の37.2%(32者)、学生の顧客を貸付対象とする者の42.8%(18者)において、これらの顧客への貸付けに当たり親の同意を取得すると回答している。

一般の顧客

【2020年3月末時点の取得状況】

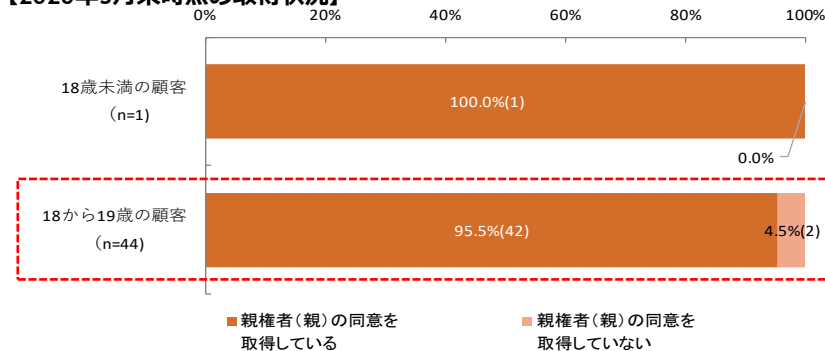


【2022年4月以降の取得方針】

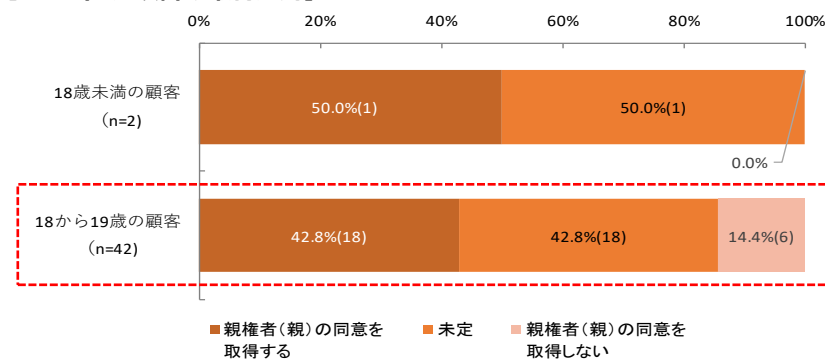


学生の顧客

【2020年3月末時点の取得状況】



【2022年4月以降の取得方針】



2. 貸金業者による自主的な取組

(2) 利用限度額の設定について

2020年3月末時点の利用限度額の設定状況

- ◆ 18～19歳の一般の顧客を貸付対象としている者の**53.0%(44者)**、学生の顧客を貸付対象としている者の**86.4%(38者)**において、これらの顧客への貸付けに当たり利用限度額を通常より低く設定していると回答している。

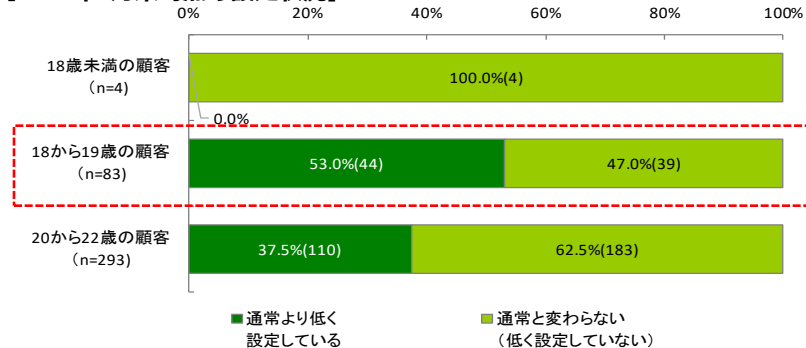
2022年4月以降の利用限度額の設定方針

- ◆ 18～19歳の一般の顧客を貸付対象とする者の**36.0%(31者)**において、これらの顧客への貸付けに当たり利用限度額を通常より低く設定すると回答しており、**24.5%(21者)**は未定と回答している。また、18～19歳の学生の顧客を貸付対象とする者の**50.0%(21者)**において、これらの顧客への貸付けに当たり利用限度額を通常より低く設定すると回答しており、**33.3%(14者)**は未定と回答している。

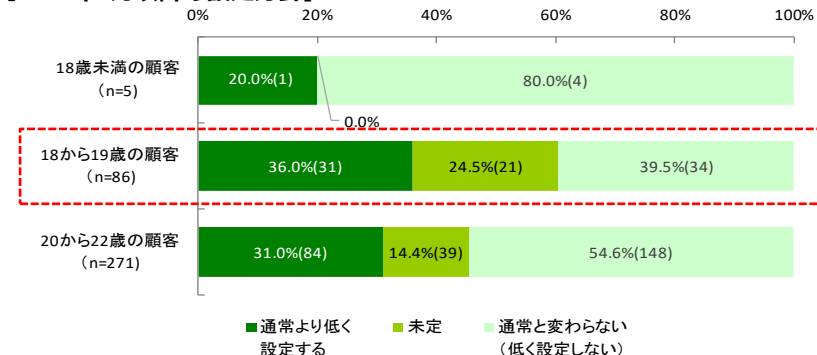
(注)個人向け貸付けにおいては、年収の3分の1を超える貸付契約の締結は原則として禁止される(いわゆる総量規制)。

一般の顧客

【2020年3月末時点の設定状況】

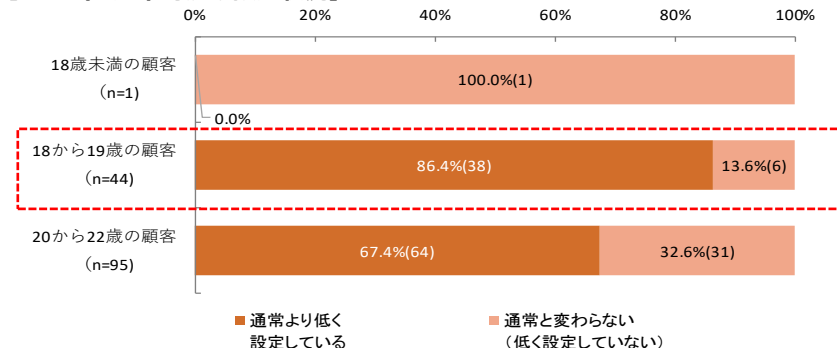


【2022年4月以降の設定方針】

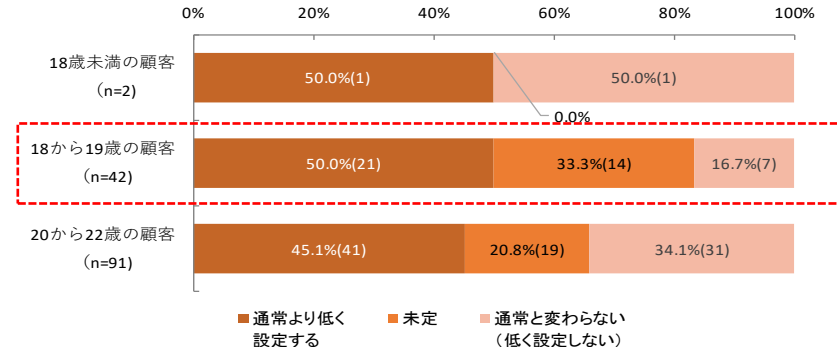


学生の顧客

【2020年3月末時点の設定状況】



【2022年4月以降の設定方針】



2. 貸金業者による自主的な取組

(3) 資金使途の確認について

2020年3月末時点の資金使途の確認状況

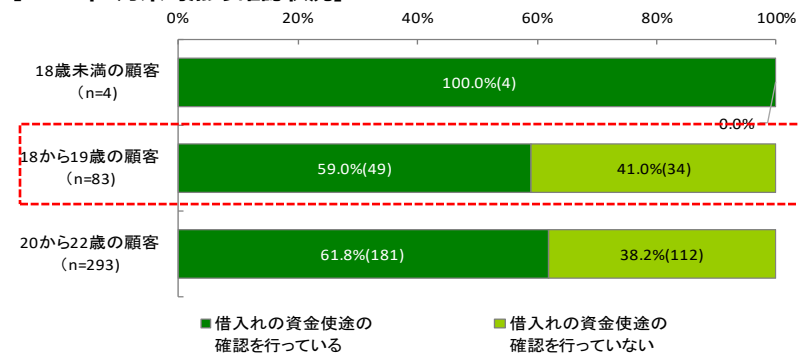
- ◆ 18～19歳の一般の顧客を貸付対象としている者の**59.0%(49者)**、学生の顧客を貸付対象としている者の**52.3%(23者)**において、これらの顧客への貸付けに当たり資金使途の確認を行っていると回答している。

2022年4月以降の資金使途の確認方針

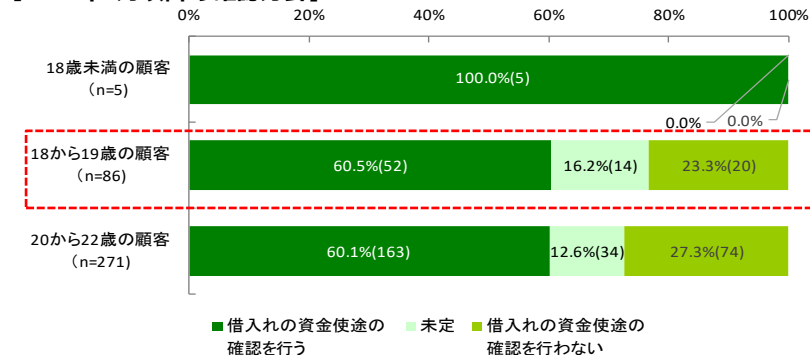
- ◆ 18～19歳の一般の顧客を貸付対象とする者の**60.5%(52者)**において、これらの顧客への貸付けに当たり資金使途の確認を行うと回答しており、**16.2%(14者)**は未定と回答している。また、18～19歳の学生の顧客を貸付対象とする者の**57.0%(24者)**において、これらの顧客への貸付けに当たり資金使途の確認を行うと回答しており、**21.5%(9者)**は未定と回答している。

一般の顧客

【2020年3月末時点の確認状況】

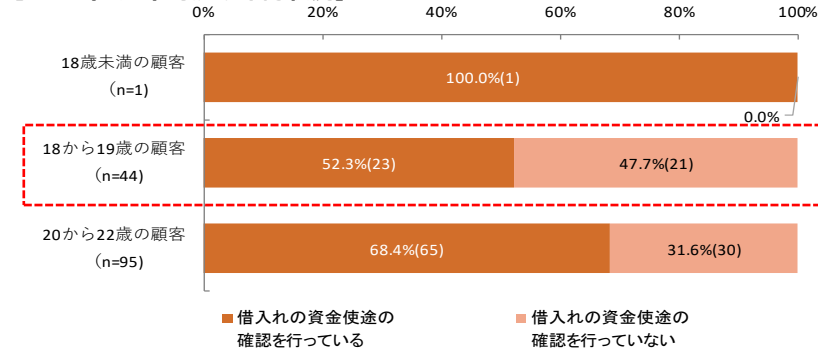


【2022年4月以降の確認方針】

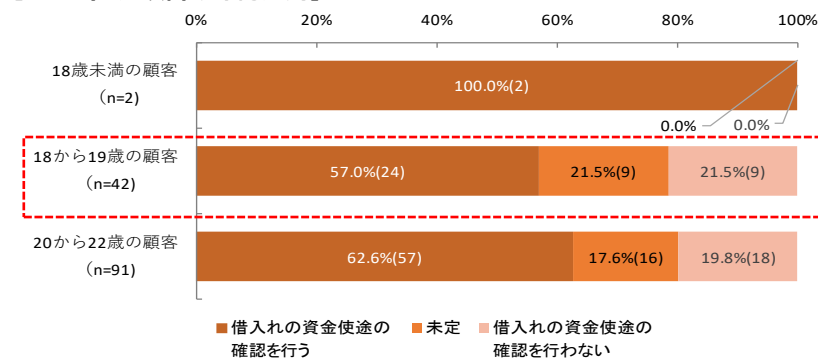


学生の顧客

【2020年3月末時点の確認状況】



【2022年4月以降の確認方針】



2. 貸金業者による自主的な取組

(4) 50万円以下の貸付けにおける年収証明書の取得について

2020年3月末時点の年収証明書の取得状況

- ◆ 18～19歳の一般の顧客を貸付対象としている者の**21.7%(18者)**、学生の顧客を貸付対象としている者の**13.6%(6者)**において、これらの顧客への貸付けが50万円以下であっても年収証明書を取得していると回答している。

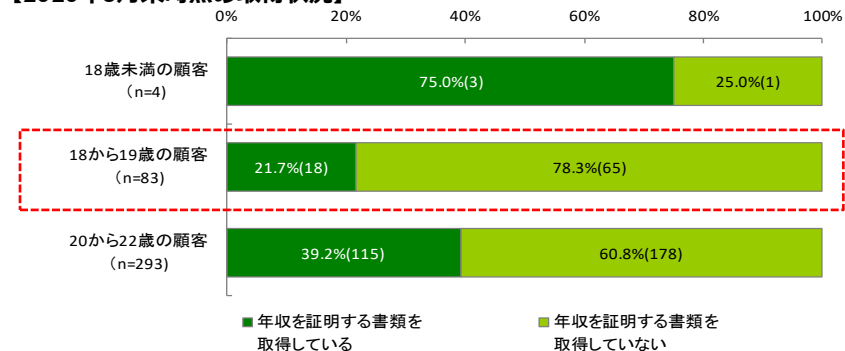
2022年4月以降の年収証明書の取得方針

- ◆ 18～19歳の一般の顧客を貸付対象とする者の**26.7%(23者)**において、これらの顧客への貸付けが50万円以下であっても年収証明書を取得すると回答しており、**16.3%(14者)**は未定と回答している。また、18～19歳の学生の顧客を貸付対象とする者の**19.1%(8者)**において、同様に年収証明書を取得すると回答しており、**19.1%(8者)**は未定と回答している。

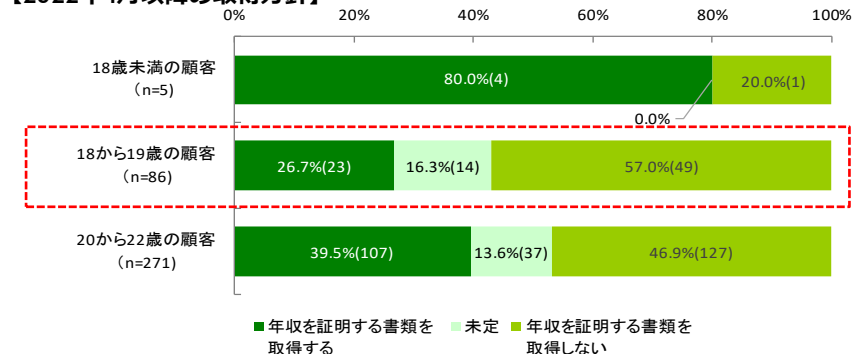
(注) 自社による貸付けの金額が50万円を超える場合は、年収証明書を取得しなければならない。

一般の顧客

【2020年3月末時点の取得状況】

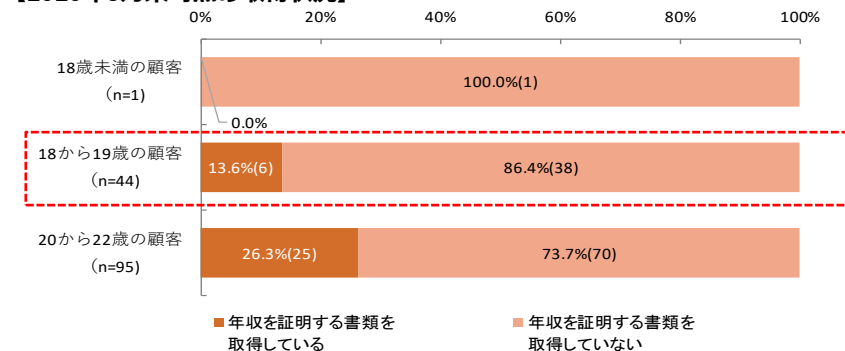


【2022年4月以降の取得方針】

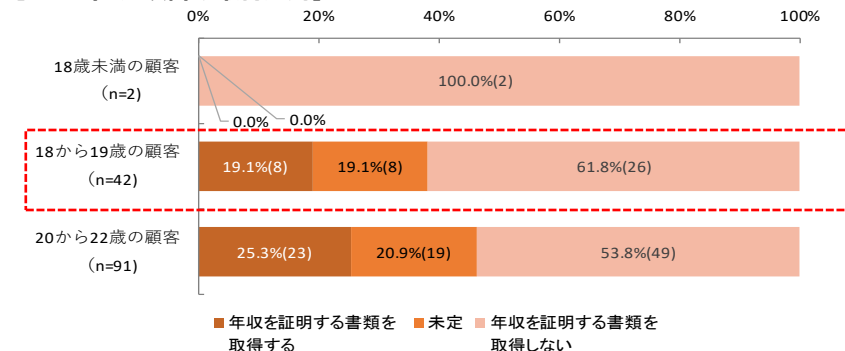


学生の顧客

【2020年3月末時点の取得状況】



【2022年4月以降の取得方針】



2. 貸金業者による自主的な取組

(5) 勤務先への在籍確認について

2020年3月末時点の勤務先への在籍確認の状況

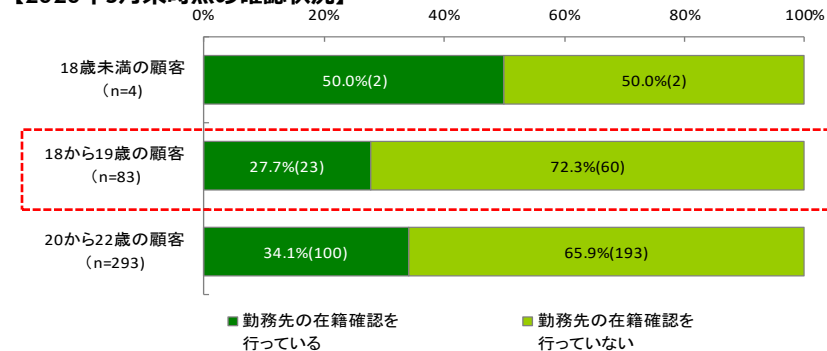
- ◆ 18～19歳の一般の顧客を貸付対象としている者の**27.7%(23者)**、学生の顧客を貸付対象としている者の**11.4%(5者)**において、これらの顧客への貸付けに当たり勤務先への在籍確認を行っているとは回答している。

2022年4月以降の勤務先への在籍確認の方針

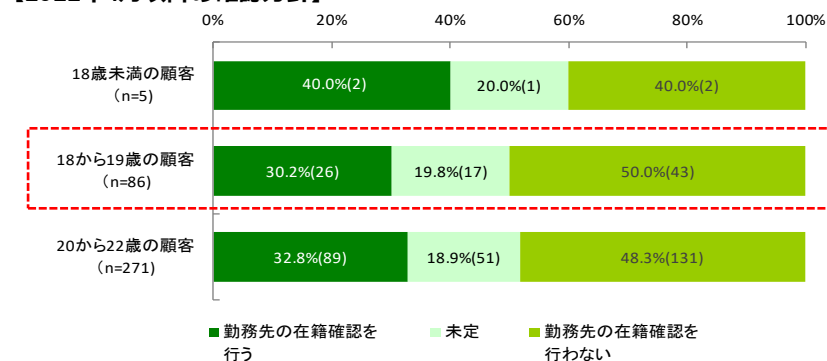
- ◆ 18～19歳の一般の顧客を貸付対象とする者の**30.2%(26者)**において、これらの顧客への貸付けに当たり勤務先への在籍確認を行うとは回答しており、**19.8%(17者)**は未定と回答している。また、18～19歳の学生の顧客を貸付対象とする者の**11.9%(5者)**において、同様に勤務先への在籍確認を行うとは回答しており、**31.0%(13者)**は未定と回答している。

一般の顧客

【2020年3月末時点の確認状況】

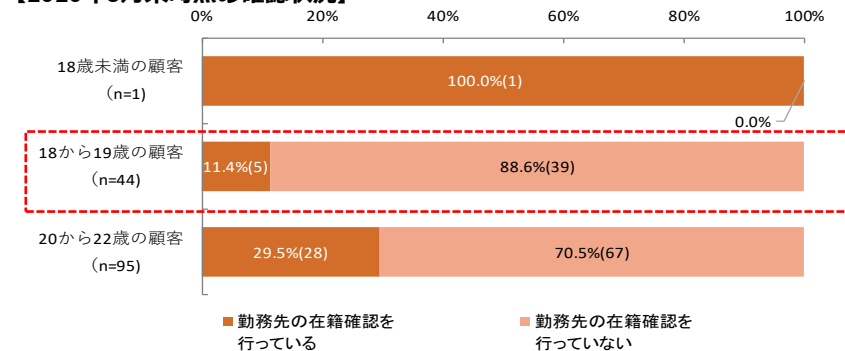


【2022年4月以降の確認方針】

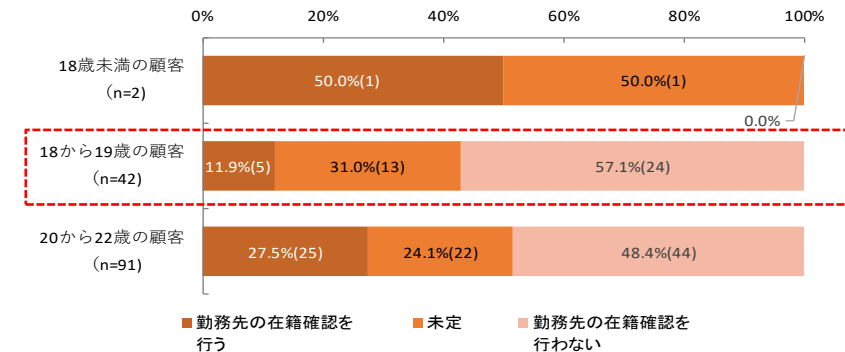


学生の顧客

【2020年3月末時点の確認状況】



【2022年4月以降の確認方針】



2. 貸金業者による自主的な取組

(6) 若年層の顧客に対応するための体制整備について

2020年3月末時点の体制整備状況

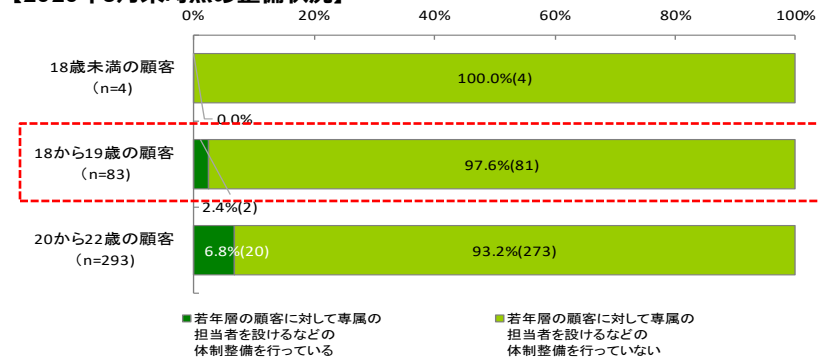
- ◆ 18～19歳の一般の顧客を貸付対象としている者の2.4%(2者)、学生の顧客を貸付対象としている者の2.3%(1者)において、これらの顧客に対応するための専属の担当者を設けるなどの体制整備を行っている

2022年4月以降の体制整備方針

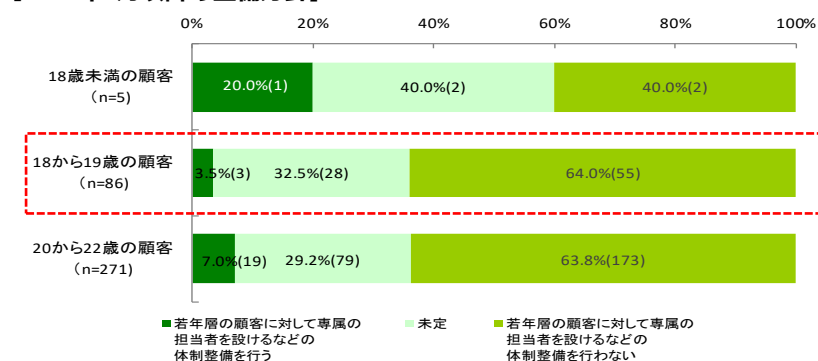
- ◆ 18～19歳の一般の顧客を貸付対象とする者の3.5%(3者)において、これらの顧客に対応するための専属の担当者を設けるなどの体制整備を行うと回答しており、32.5%(28者)は未定と回答している。また、18～19歳の学生の顧客を貸付対象とする者の4.8%(2者)において同様に体制整備を行うと回答しており、40.4%(17者)は未定と回答している。

一般の顧客

【2020年3月末時点の整備状況】

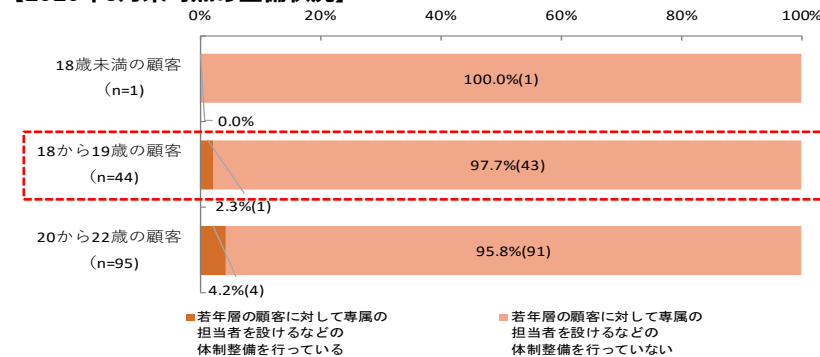


【2022年4月以降の整備方針】

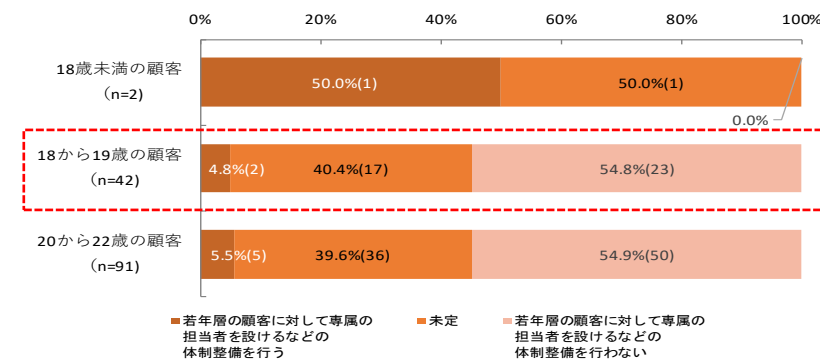


学生の顧客

【2020年3月末時点の整備状況】



【2022年4月以降の整備方針】



2. 貸金業者による自主的な取組

(7) 借入れに関するアドバイス等の実施状況①

<借り過ぎについての注意喚起と計画的な利用方法等に関するアドバイスについて>

2020年3月末時点の実施状況

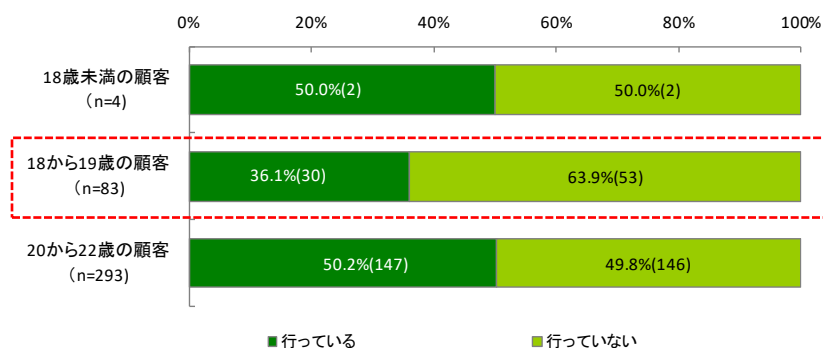
- ◆ 18～19歳の一般の顧客を貸付対象としている者の36.1%(30者)、学生の顧客を貸付対象としている者の36.4%(16者)において、借り過ぎについての注意喚起と計画的な利用方法等に関するアドバイスを実施していると回答している。

2022年4月以降の取組方針

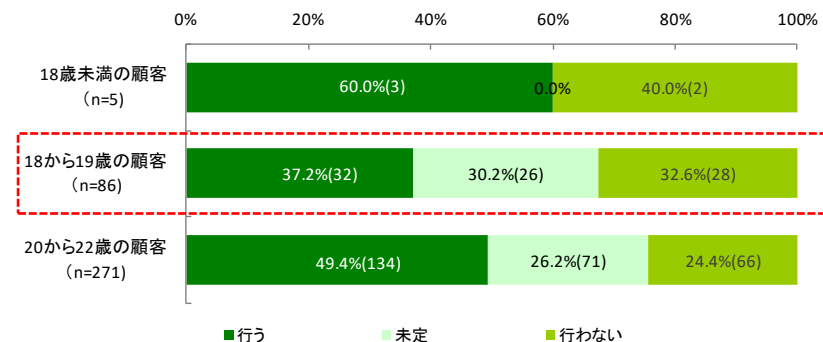
- ◆ 18～19歳の一般の顧客を貸付対象とする者の37.2%(32者)、学生の顧客を貸付対象とする者の40.5%(17者)において、借り過ぎについての注意喚起と計画的な利用方法等に関するアドバイスを実施すると回答している。

一般の顧客

【2020年3月末時点の実施状況】

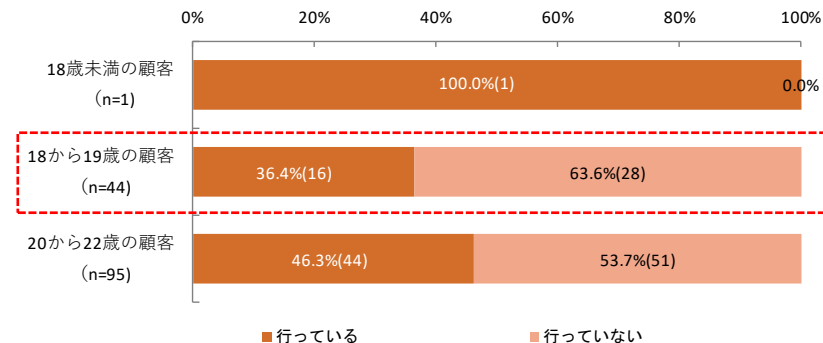


【2022年4月以降の取組方針】

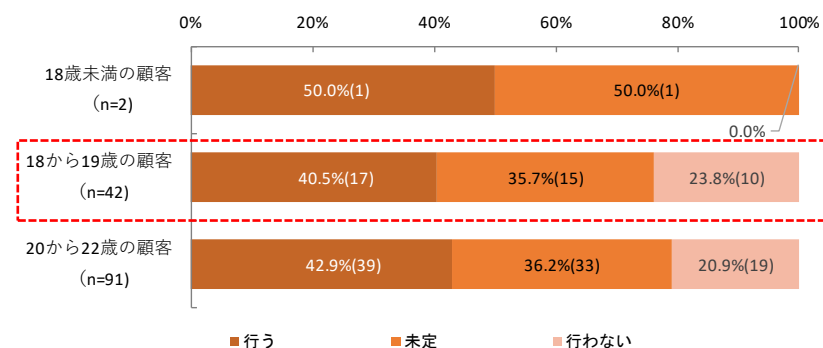


学生の顧客

【2020年3月末時点の実施状況】



【2022年4月以降の取組方針】



2. 貸金業者による自主的な取組

(7) 借入れに関するアドバイス等の実施状況②

<名義の貸し借りの危険性についての説明について>

2020年3月末時点の実施状況

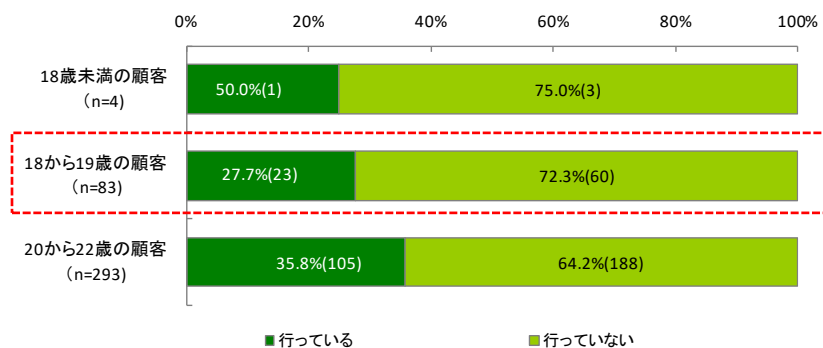
- ◆ 18～19歳の一般の顧客を貸付対象としている者の27.7%(23者)、学生の顧客を貸付対象としている者の29.5%(13者)において、名義の貸し借りの危険性についての説明を実施していると回答している。

2022年4月以降の取組方針

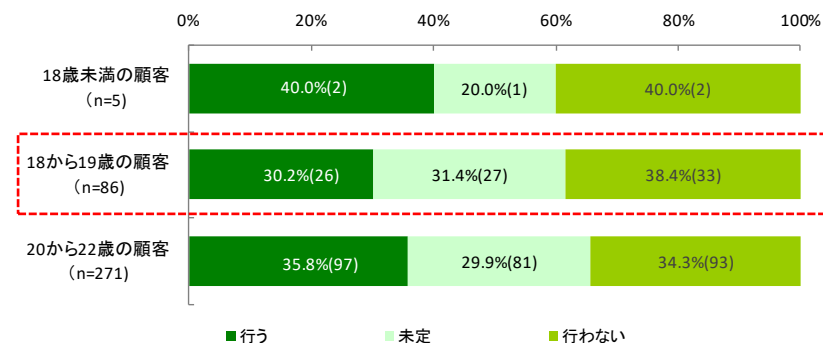
- ◆ 18～19歳の一般の顧客を貸付対象とする者の30.2%(26者)、学生の顧客を貸付対象とする者の33.3%(14者)において、名義の貸し借りの危険性についての説明を実施すると回答している。

一般の顧客

【2020年3月末時点の実施状況】

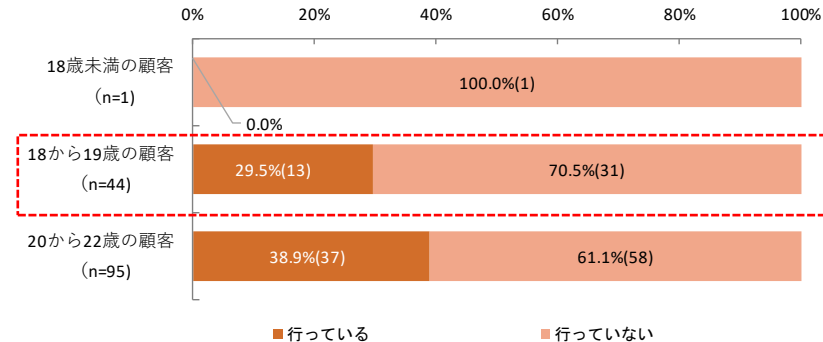


【2022年4月以降の取組方針】

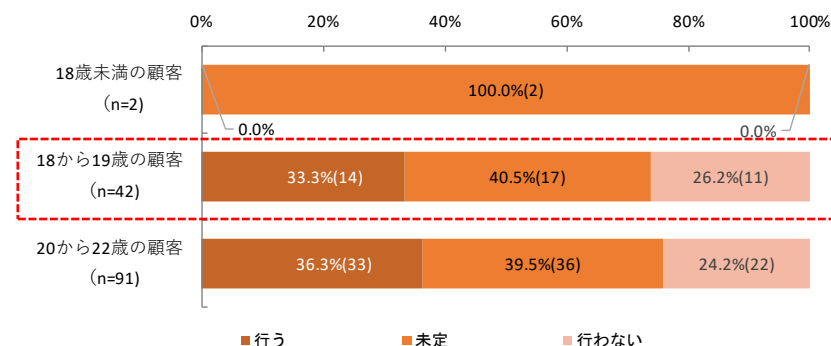


学生の顧客

【2020年3月末時点の実施状況】



【2022年4月以降の取組方針】



2. 貸金業者による自主的な取組

(7) 借入れに関するアドバイス等の実施状況③

<マルチ商法や詐欺商法にかかわっていないかの確認について>

2020年3月末時点の実施状況

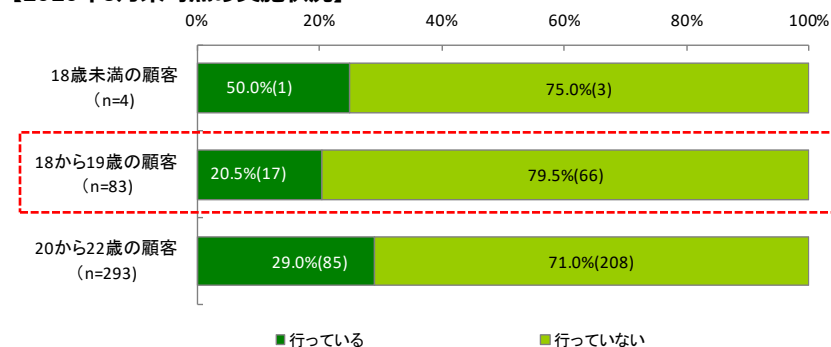
- ◆ 18～19歳の一般の顧客を貸付対象としている者の20.5%(17者)、学生の顧客を貸付対象としている者の25.0%(11者)において、マルチ商法や詐欺商法にかかわっていないかの確認を実施していると回答している。

2022年4月以降の取組方針

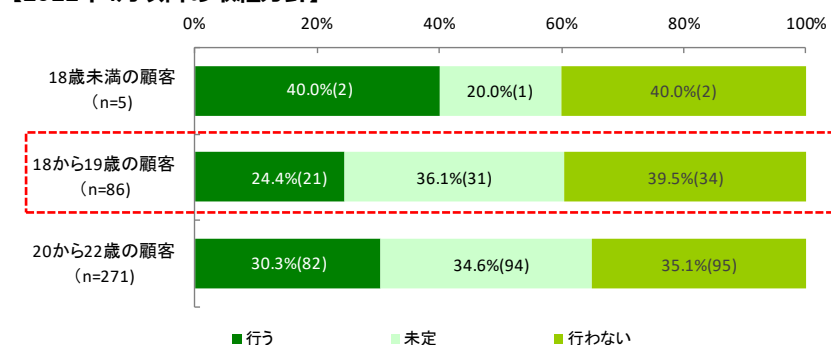
- ◆ 18～19歳の一般の顧客を貸付対象とする者の24.4%(21者)、学生の顧客を貸付対象とする者の28.6%(12者)において、マルチ商法や詐欺商法にかかわっていないかの確認を実施すると回答している。

一般の顧客

【2020年3月末時点の実施状況】

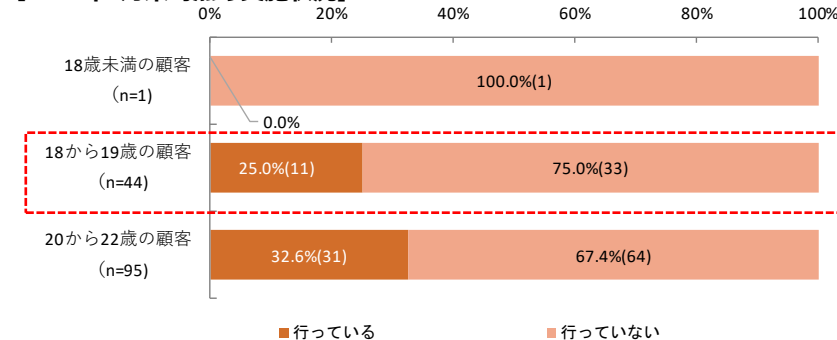


【2022年4月以降の取組方針】

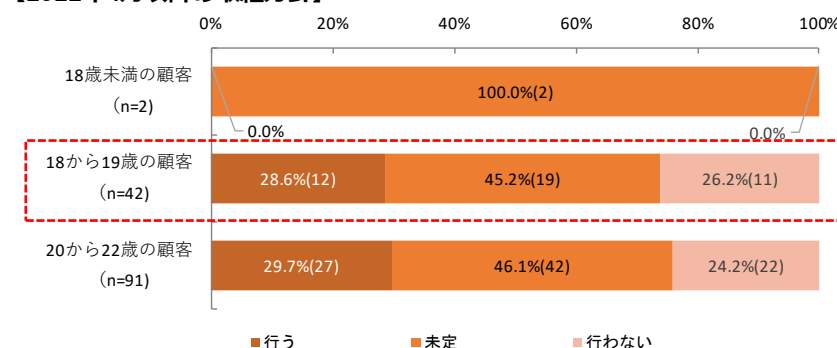


学生の顧客

【2020年3月末時点の実施状況】



【2022年4月以降の取組方針】



2. 貸金業者による自主的な取組

(7) 借入れに関するアドバイス等の実施状況④

<返済時の充当順位についての詳細な説明について>

2020年3月末時点の実施状況

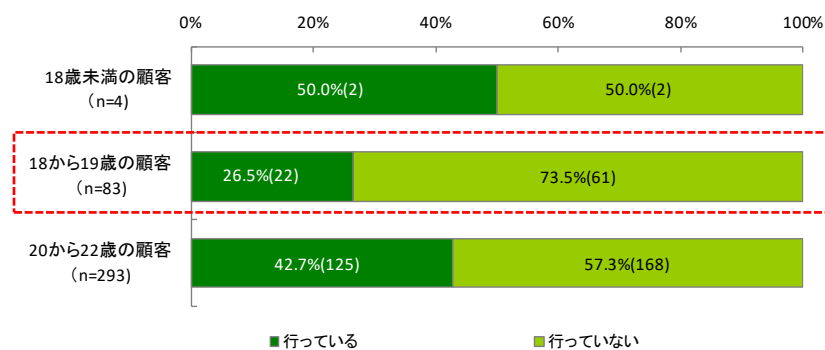
- ◆ 18～19歳の一般の顧客を貸付対象としている者の26.5%(22者)、学生の顧客を貸付対象としている者の29.5%(13者)において、返済時の充当順位についての詳細な説明を実施していると回答している。

2022年4月以降の取組方針

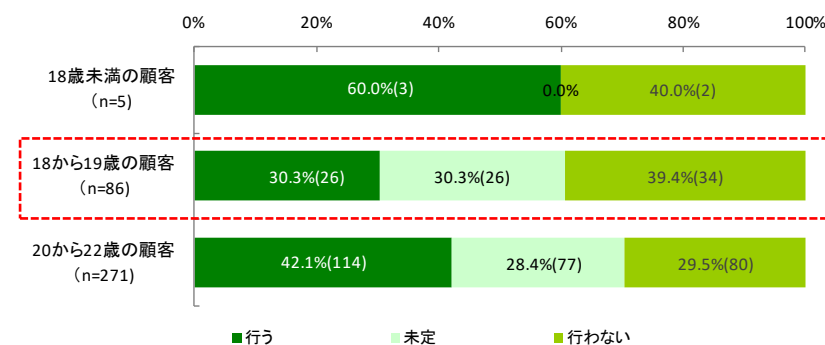
- ◆ 18～19歳の一般の顧客を貸付対象とする者の30.3%(26者)、学生の顧客を貸付対象とする者の33.3%(14者)において、返済時の充当順位についての詳細な説明を実施すると回答している。

一般の顧客

【2020年3月末時点の実施状況】

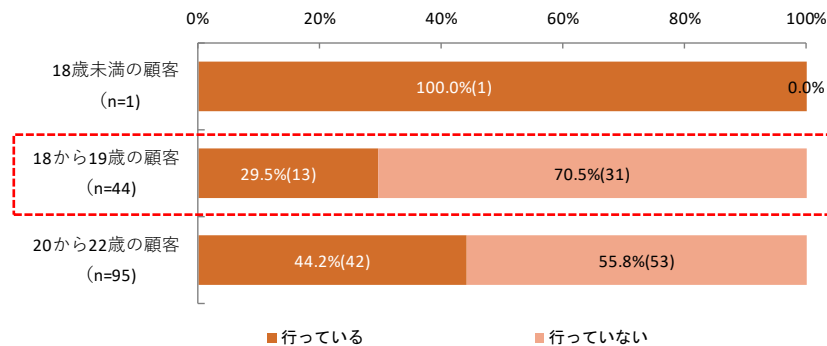


【2022年4月以降の取組方針】

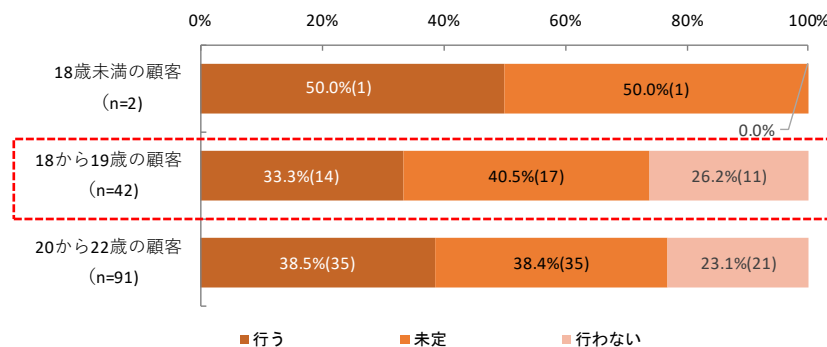


学生の顧客

【2020年3月末時点の実施状況】



【2022年4月以降の取組方針】



2. 貸金業者による自主的な取組

(7) 借入れに関するアドバイス等の実施状況⑤

<支払が遅れた場合や、支払が困難になった場合についてのアドバイスについて>

2020年3月末時点の実施状況

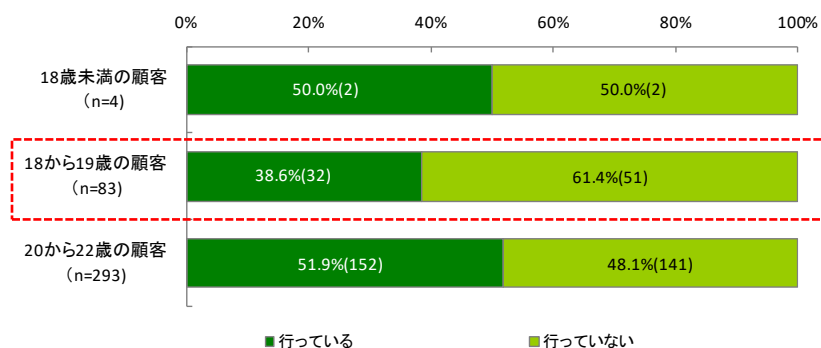
- ◆ 18～19歳の一般の顧客を貸付対象としている者の38.6%(32者)、学生の顧客を貸付対象としている者の36.4%(16者)において、支払が遅れた場合や、支払が困難になった場合についてのアドバイスを実施していると回答している。

2022年4月以降の取組方針

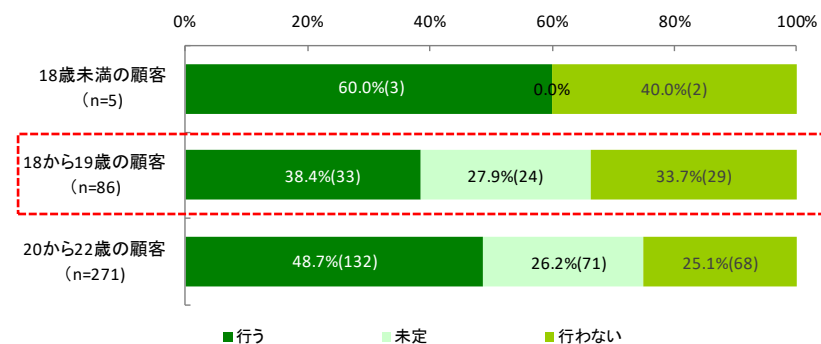
- ◆ 18～19歳の一般の顧客を貸付対象とする者の38.4%(33者)、学生の顧客を貸付対象とする者の38.1%(16者)において、支払が遅れた場合や、支払が困難になった場合についてのアドバイスを実施すると回答している。

一般の顧客

【2020年3月末時点の実施状況】

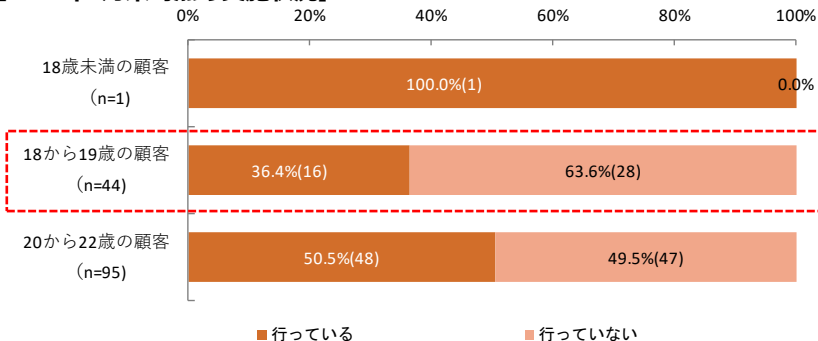


【2022年4月以降の取組方針】

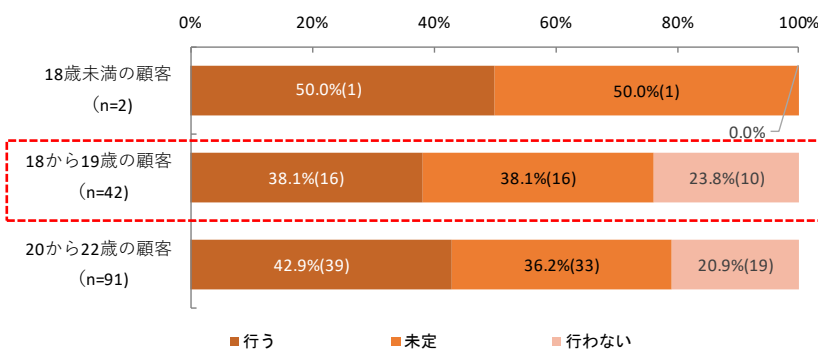


学生の顧客

【2020年3月末時点の実施状況】



【2022年4月以降の取組方針】



2. 貸金業者による自主的な取組

(7) 借入れに関するアドバイス等の実施状況⑥

<指定信用情報機関への登録に関する詳細な説明について>

2020年3月末時点の実施状況

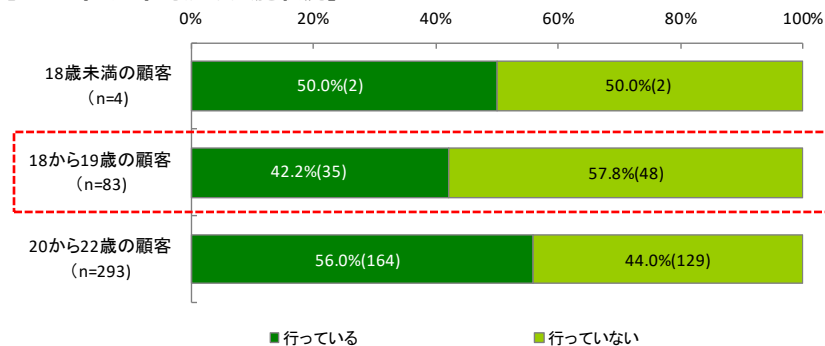
- ◆ 18～19歳の一般の顧客を貸付対象としている者の42.2%(35者)、学生の顧客を貸付対象としている者の43.2%(19者)において、指定信用情報機関への登録に関する詳細な説明を実施していると回答している。

2022年4月以降の取組方針

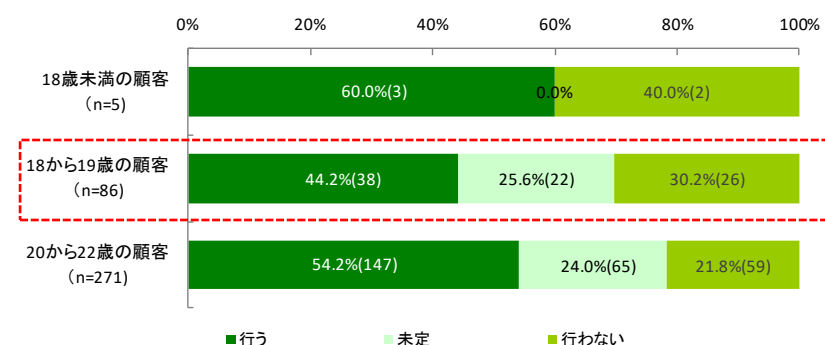
- ◆ 18～19歳の一般の顧客を貸付対象とする者の44.2%(38者)、学生の顧客を貸付対象とする者の47.6%(20者)において、指定信用情報機関への登録に関する詳細な説明を実施すると回答している。

一般の顧客

【2020年3月末時点の実施状況】

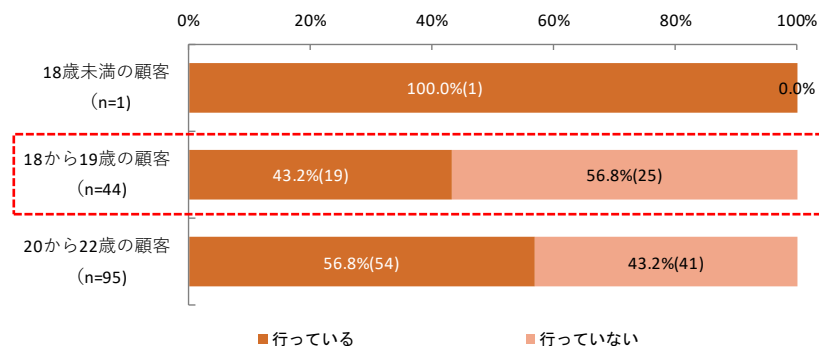


【2022年4月以降の取組方針】

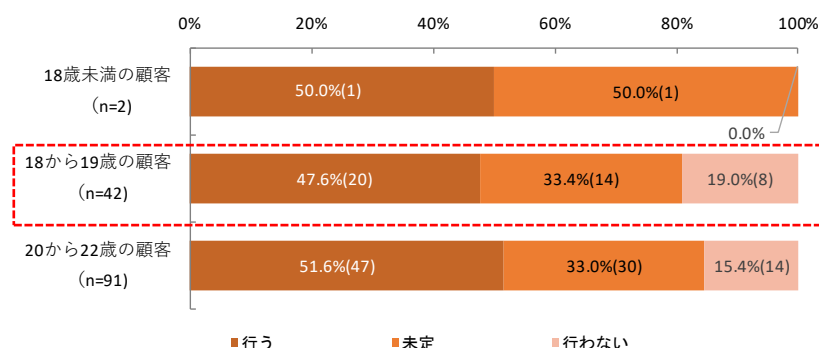


学生の顧客

【2020年3月末時点の実施状況】



【2022年4月以降の取組方針】



- ◆ 本アンケートでは、若年層(特に18~19歳)の顧客に対する貸金業者の効果的な取組事例として、以下のよう
なもの把握。
- ◆ 各貸金業者におかれては、若年層の顧客が過大な債務を負うような事態が生じないよう、こうした取組事例も
参考にしつつ、効果的な取組を推進していただきたい。

親権者の同意取得

- 未成年者との貸付契約に当たっては、親権者の同意を書面または口頭で取得している。
- 成年年齢引下げ後も、18~19歳との貸付契約に当たっては、親の同意を取得予定としている。

(注) 未成年者との契約に当たり親権者の同意を取得しないことは違法ではないが、未成年者側は契約を取り消すことができる。

利用限度額の設定

- 若年層の顧客については、利用限度額を通常よりも低く設定している。

(参考: 利用限度額の設定状況)

- 一般の顧客に関しては、いずれの年代も利用限度額を10万円に設定していると回答した者が最も多く、
次いで20万円に設定していると回答した者が多い。
- 学生の顧客に関しては、いずれの年代も利用限度額を10万円に設定していると回答した者が最も多く、
次いで5万円に設定していると回答した者が多い。

(注) 個人向け貸付けにおいては、年収の3分の1を超える貸付契約の締結は原則として禁止される(いわゆる総量規制)。

資金使途の確認

- 申込書に資金使途の記載欄を設けて、若年層を含め全ての利用者に記入してもらっている。
- 自動契約機での融資申込の場合は、電話で資金使途をヒアリングしている。
- インターネット申込の場合は、質問欄を設け、資金使途を確認している。

年収証明書の取得

- 申告年収が事実かどうかを確認するため、貸付金額が50万円以下の場合であっても、年収証明書を取得している。

(注)自社による貸付けの金額が50万円を超える場合は、年収証明書を取得しなければならない。

勤務先への在籍確認

- 勤務先へ架電を行い、本人と直接会話をする対応を実施している。
- 貸付けができるとの審査結果が出た後に、顧客の承認をいただき、貸付実行前に顧客の勤務先に在籍を確認している。

慎重な与信審査

- 申告年収との関連性から、利用目的や申込額・返済計画などに不自然な点が見受けられる場合は、随時顧客へのヒアリングを行うなどして、慎重に審査を実施している。
- 申告年収が顧客の年齢等から想定される平均年収と乖離がある場合、年収について顧客に再確認を行っている。
- 申告年収が顧客の年齢等から想定される平均年収と乖離がある事例や利用目的と借入金額との相関性が低い事例がないかを月次で改めて検証、注意している。
- 健康保険証の提示が受けられない場合、給与明細書に記載された勤務先と指定信用情報機関に登録された勤務先情報を照合するようにしている。
- 若年層の顧客には慎重に審査するよう、審査システム上で注意喚起のメッセージを表示している。

借入れに関するアドバイス

- 総量規制の概要や除外貸付、例外貸付などについて、具体的にわかりやすく説明している。
- 金融取引や借入れなど金融に関する基礎的な内容を説明している。
- 若年層の顧客からの質問に対しては、知識・経験等を考慮し、わかりやすい説明を行うよう努めている。
- 若年層からの申込みに対しては、借り過ぎになっていないか等、無理のない返済計画の提案などのアドバイスを行っている。
- 契約時に取引後の延滞や支払が困難となった場合の対応についてアドバイスを実施している。
- 金融詐欺等への注意喚起について、全ての受付担当者が対応できるように教育している。
- 申込時の聴き取り調査で不審に感じた事に対しては、その都度確認し、名義貸しや詐欺被害の疑いがある場合には、注意喚起を行っている。
- 名義の貸し借りや詐欺、マルチ商法等による被害に巻き込まれることを防止するため、具体的な手口等について説明を行い、これらに関わっていないかを確認している。
- 担当者が注意喚起を行ったかどうかを事後的にチェックしている。

貸金業法の遵守状況の確認

- 返済能力調査義務(貸金業法第13条第1項)
- 年収の3分の1を超える貸付けの禁止(総量規制 同法第13条の2)
- 貸付金額が50万円を超える場合、年収証明書の提出義務(同法第13条第3項)

協会の監査を通じて
遵守状況を確認

効果的な取組の推進等

- 成年年齢の引下げに向けて、効果的な取組の業界への横展開を推進していく。
- 若年者の金融リテラシーの向上等に資する取組を継続的に実施していく。

(1) 若年者の金融リテラシー向上についての取組

- 高校・大学・専門学校等の教育現場や行政主催の消費者向け金銭管理等の啓発セミナーに講師を派遣
- 行政や企業の相談窓口担当者を対象とした相談員向け研修に講師を派遣

(2) 若年者保護に資する取組

- 貸金業に従事する方を対象とした「カウンセリング的手法を取入れた顧客対応」についての社内研修などに講師を派遣

(3) 若年者を含む消費者被害防止に向けた取組

- 東京都等の関係団体・機関と連携して「ヤミ金融被害防止キャンペーン」や「ギャンブル等依存症問題啓発週間キャンペーン」などの啓発活動を実施
- 貸金業に関するトラブルを未然に防ぐための一般消費者向けのガイドブック(ローン・キャッシングQ&A BOOK等)や「ヤミ金融被害防止ポスター」、「ヤミ金融被害防止リーフレット」などの各種啓発教材を全国の教育委員会や消費者生活センター等に配布

【本調査に関するお問い合わせ先】

日本貸金業協会 業務企画部 調査課（電話番号：03-5739-3013）